

* 本稿は原稿です。正式な議事録については、市議会ホームページ（<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/saitama/SpTop.html>）にてご確認ください。また、掲載時期については、議会局にお問い合わせください。

【2024.6.28 本会議討論】

議案第93号、第95号、第97号、第98号、第99号、第104号、第121号、第122号及び第123号、第124号につきまして、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。なお、討論の都合上、順番を一部入れ替えてあります。

まず、議案第93号の補正予算についてですが、人権政策推進事業は、今年2月制定のさいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例の制定を受けて相談窓口を設置するための補正予算であり、自治体での窓口運営に実績を持つ専門事業者の選定や、電話相談にも複数人数で対応し、相談者に的確に対応を図ろうとしていることは評価できます。

新庁舎整備推進事業につきましては、企画力や技術力など付加価値を重視したプロポーザル方式で事業者を選定し、工期も短縮できるDB方式を採用して設計、建設を進めようとしていることは理解できます。公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した公民連携による2件の新たな公園整備については、維持管理費を削減しつつ、カフェや多目的広場の整備、物販やイベントなど魅力ある公園づくりに資するという手法のメリットが確認できました。

岩槻南部新和西地区近隣公園等整備事業につきましては、浦和美園4丁目公園と綾瀬川の親水空間とを合わせた一体的な整備であり、河川管理者である埼玉県と綿密に協議を進めていただくことを申し添えます。

次に、議案第124号の補正予算についてです。低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業は、国から示された制度と令和6年度個人住民税の課税実績を踏まえ再算定した結果、不足する経費について補正を行うもので、当初の予算では、令和5年度の住民税課税情報を基に算出した額で計上しておりましたが、令和6年に新たに示された計算方法で、令和6年度住民税課税情報により再度算出したところ当初予算を上回ることになり、その差額を補正予算として計上したことは妥当と考えます。

次に、議案第95号ですが、地方税法等の一部改正に伴って市税条例を改正するもので、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置及び都市再生特別措置法規定の一体型滞在快適性等向上事業に係る課税標準の特例措置を設けるものです。課税標準の特例割合の根拠について、改正地方税法では参酌すべき特例割合を参考に、法律で定める特例割合の上限及び下限の範囲内で市町

村の条例で定める割合とされています。私たちの会派として提案しましたペロブスカイト太陽電池について、環境局、都市局においてそれぞれの区域で推進する施策の効果を見極める必要があり、今後その結果により特例割合の見直しについてもあり得ますが、現在の段階では参酌基準値を適用することが妥当と考えます。

次に、議案第97号ですが、グリーンヒルうらわは、平成5年（1993年）、旧浦和市の時代に市立病院の隣接地に造られた介護老人保健施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センターのきんもくせい、ケアハウスのぎんもくせいから成る大規模な複合施設です。指定管理者制度が始まって以降は、さいたま市社会福祉事業団が指定管理を担う公設民営の施設として、グリーンヒルうらわの事業運営がなされてきています。年を取って何らかのケアが必要になったとき、頼れる身近で安心できる施設として、市民に親しまれてきた施設であると思います。

今回の議案で示されているのは、施設の老朽化が進み、修繕と維持管理上問題が出てきていること。介護保険制度が開始されて以降、介護サービスの環境が整ってきていることから、きんもくせいについては令和6年度をもって、ぎんもくせいについては令和11年度をもって段階的廃止を行うというものです。

委員会での質疑では、2017年に行った中規模修繕のための調査で、費用が当時で消費税込み22億円、現在では約30億円、工期も入所者が居ながらの工事のため4年間かかることや、4年という長期間の工事であるため受託業者が見込めないこと。指定管理者である社会福祉事業団への指定管理料は年2.2億円だが、それ以外にも修繕費などの赤字が約8,000万円にも上っていること。また、これまでも社会福祉事業団以外に指定管理の応募がなく、その社会福祉事業団においても医療や介護の人材確保に苦慮していること。また、移転再整備も検討したが、介護サービス事業者の参入があることや、移転先や建設期間、指定管理料などのコスト面で断念したこと。指定管理者や社会福祉法人と施設譲渡に向けた意見交換を行ったが、見込みが立たなかったことなどが明らかになりました。これらの点から、今回のグリーンヒルうらわの廃止に向けた方針自体は理解するものの、非常に残念な思いで受け止めざるを得ません。

グリーンヒルうらわが介護保険制度の開始以前から、高齢者の介護と生活の質を支える施設であったことや、存続のための検討や努力がどこまで行われたか、また施設局内や部内での議論や指定管理者との関係の在り方や、廃止の結論に至る局内での検討の在り方と議論について、公開の是非も含め検証していただきたいと思います。

そして、施設の利用者の方たち、また施設で働く方たちが心配や不安に思われることは、本当にもっともなことだと思います。施設側の理由によって生活が変わることを余儀なくされ、精神的、物理的、金銭的にも負担が生じることに對して、お一人お一人の希望や心配事に対してしっかり受け止め誠実に対応すること、利用料の増額などへの補償金や転所の手続のサポートと費用負担、引っ越し

費用の負担などの金銭面での補償を行うことや、また施設で働く方々が今後も安心して働けるよう対応することを強く要望するものです。

次に、議案第98号ですが、大砂土デイサービスセンター、上峰デイサービスセンター、与野本町デイサービスセンターの3つのデイサービスセンターは、現在の指定管理者に事業承継がされ、槻寿苑デイサービスセンターについては、現在の指定管理者に事業承継の意向がないため、現利用者の転所調整を行うため市の施設としては廃止するものです。施設の老朽化や民間事業者の参入が進んでおり、介護事業者が充足されてきていることにより本条例の廃止については賛成しますが、このことにより影響を受けざるを得ない利用者の方々が困らないよう、丁寧に一人一人に寄り添った対応を取ること、事業承継の在り方についても、今後きちんと説明責任を果たすべきであることを申し添えます。

次に、議案第99号ですけれども、大崎むつみの里及び槻の木第1やまぶき、槻の木第2やまぶきにおける就労移行支援事業を廃止するものです。近年、利用者のニーズに応えた民間施設の就労移行支援事業が増加し、利用が進んでいること。また、その一方で公設民営施設での就労移行支援事業の利用者がほぼなく、今後も利用される見込みがないため、妥当なものと考えます。

次に、議案第104号、一般家庭から清掃センターに直接搬入され臨時処理する一般廃棄物の処理手数料を改定する議案です。現在、合併以来ごみ処理単価に見合わない安価な手数料額となっており、他の政令市を鑑みても、手数料の引上げを行うことは妥当と考えます。段階的に手数料の引上げを行うことで、激変緩和措置もされています。また、他市では持込みごみの受入れを行っていないところもある中で、本市においては10キログラム以下が無料であり、その面ではごみ収集のスケジュールどおりにごみを出せない方への十分な配慮もされていると考えます。完全予約制への移行も含め、今回の変更について市民の方への周知をしっかりと行っていただき、不法投棄に関しても、今回の値上げにかかわらず市民意識の向上に向けた啓発にも力を入れて進めていただきたいと思います。

次に、議案第121号は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正による埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に伴うものであり、妥当であると考えます。

次に、議案第122号及び第123号は、市道の認定、廃止を行うものです。道路の認定は、市が正確に維持管理するためには必要な認定であり、今回の認定箇所を全て認定することが妥当だと考えます。廃止については、土地の有効的な活用をするためのものであり、廃止は妥当であると考えます。

以上で討論を終わります。

議案第97号の附帯決議に対して、賛成の立場から討論いたします。

本附帯決議は、施設廃止に伴い、施設側の理由によって転居やほかのセンターへの引継ぎ等で生活が変わることを余儀なくされ、心理的、物理的、金銭的にも多大な負担が生じることになるケアハウスの利用者の方たちに対して、指定管理者と連携し、一人一人の希望や心配事に寄り添って、丁寧かつ誠実に対応することを求めるものです。

具体的には、転所先の選定に当たっては、利用者の意向を尊重すること、安心して各種手続を行えるようサポートすること、引っ越し費用や一時金などの金銭面での補償を行うことが要望に組み込まれていることを評価し、賛成討論といたします。